

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市緑と水辺の基本計画	H9.12 (H14.11 一部変更)
市川市	市川市みどりの基本計画	H16.4.1
船橋市	船橋市緑の基本計画	H9.10 H19.10 改定
松戸市	松戸市緑の基本計画	H10.12
成田市	成田市緑の基本計画	H9.7 (H20・21 改訂作業中)
習志野市	習志野市緑の基本計画	H19.3
柏市	柏市緑の基本計画	H8.3
流山市	流山市緑の基本計画	H18.3.31
八千代市	八千代市緑の基本計画	H15.3
我孫子市	我孫子市緑の基本計画	H11.7
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15.2
君津市	君津市緑の基本計画	H15.3
浦安市	浦安市緑の基本計画	H17.4.1
四街道市	四街道市みどりの基本計画	H18.1
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7.3
印西市	印西市緑の基本計画	H11.11
白井市	白井市緑の基本計画	H10.2
大網白里町	大網白里町緑の基本計画	H15.3.18
白子町	白子町緑の基本計画	H12.3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千葉市	千葉市地球温暖化防止実行計画	H14年11月策定（H19年3月改定） 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、措置を実施することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	千葉市地球温暖化対策地域推進計画	H16年3月策定 地球温暖化の防止に向けて温室効果ガス排出量の削減が必要なことから、市民・事業者・市が適切に役割を分担し、各主体が連携して総合的・計画的に地球温暖化対策に積極的に取り組む。 【削減目標】目標年度（2010年度）の温室効果ガス総排出量を現況年度（2000年度）より約6%削減し、可能な限り基準年度（1990年度）レベルを下回るように抑制する。
	千葉市地球環境保全協定	非製造業の事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化対策を促進するため、「ちばしエコライフカレンダー」を配布し、家庭での省エネに取り組んでいただき、その結果を市に報告する「ちば・エコファミリー（環境シェフ）」を募集している。また、一層幅広い市民の方々に地球温暖化対策に取り組んでいただけるよう、普段の生活の中で取り組める温暖化対策を宣言する方式「ちばし環境宣言」制度をH19年7月より開始した。
	ちばしエコライフカレンダー	地球温暖化の防止に向けて、市民の具体的な取組事例や環境家計簿の機能を盛り込んだ環境カレンダーを作成・配布した。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に地球温暖化防止アドバイザーを派遣した。
	住宅用太陽光発電設備設置費助成事業	市内に自らが居住する住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kWあたり4.5万円とし、上限額13.5万円（3kW）。
銚子市	銚子市地球温暖化対策実行計画	H20年3月制定。 本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、H20年度からH24年度までの5ヵ年で基準年度（H18年度）比5%以上の削減を目指す。
市川市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続を示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取り組みを示した細目協定からなる。H19年度末現在72事業所と協定。
	市川市エコライフ推進員制度	市から委嘱された30名のエコライフ推進員が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	市川市地球温暖化対策実行計画	市の施設から排出される温室効果ガスの抑制措置の計画として、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進する計画。H18年度からH22年度までに6%の削減を目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	二酸化炭素排出量の削減ができる太陽光発電システムの普及促進を図るため、H12年度から住宅に設置するシステムに対して設置費の一部を助成している。H19年度実績39件。
	公共施設への新エネルギーの導入	公共施設に太陽光発電や風力発電などの新エネルギーシステムを導入し、環境学習や市民への啓発に活用する。
船橋市	ふなばしエコオフィスプラン	市が環境への負荷を低減すると共に市民等を環境に配慮した自主的な取組へ誘導する目的で策定し、グリーン購入法及び地球温暖化対策に係る実行計画も併せた計画である。
	地球温暖化対策地域推進計画	地域から地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため「船橋市地球温暖化対策地域推進計画」をH20年3月に策定した。
	緑のカーテン	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテン作りができるようゴーヤの苗400本と手引きを配布した。
	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行うとともに郵便局・NTT東日本・東京電力・京葉ガス・京葉地区タクシー運営協議会と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。

市町村名	名 称	内 容
館 山 市	第二次館山市地球温暖化対策実行計画	H20年8月1日制定 第一次計画に引続き計画を策定。計画期間はH20年度からH24年度までの5年間。 削減目標は基準年（H12年度）と比べてマイナス20%。
木 更 津 市	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定 本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
松 戸 市	松戸市地域新エネルギービジョン	行政だけでなく、市民、事業所が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本指針。 H15年3月策定
	松戸市地域省エネルギービジョン	市民、事業者、行政それぞれが自主的に自立して省エネルギーに取り組むまちをめざす。H18年2月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。H16年4月1日策定
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。H19年4月策定
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。H19年4月1日策定
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。H14年3月策定（H20年3月第2次計画策定）
	環境家計簿NARITA	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	フロンガス回収・処理事業	リサイクルプラザにおいて、リサイクル法に乗らない破損廃冷蔵庫から特定フロンガスを回収している。
佐 倉 市	環境家計簿	H18年11月作成。イベント等で随時配布。
	佐倉市子供環境家計簿	H20年1月、3,000部作成。イベント等で随時配布。
	佐倉市地球温暖化対策地域推進計画策定	庁内組織として佐倉市地球温暖化防止対策検討会議を設置。市民からなる佐倉市地球温暖化対策地域推進計画検討懇話会を4回開催。H20年3月、計画策定。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画をH12年11月に策定、以後3ヶ年ごとに見直しを行っている。
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止率先行動計画	地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた率先行動計画を策定。（H16年4月策定）
	地球温暖化防止を考えるつどい	地球温暖化防止の市民啓発を行なうため、市民・事業者を構成員とする「実行委員会」を設置するとともに企画運営を委託し、環境月間イベントを実施した。 日時・場所：H19年6月24日（日）PM1:00～4:15・習志野市民会館 参加者：650人
	地球温暖化対策啓発事業	地球温暖化防止の市民啓発を行うため、「ecoつとならしの」と称し、イベントを実施。 ①「キャンドルナイトinならしの」H20年6月21日（土） ②「エコライフ推進講演会」H20年6月29日（日）
柏 市	柏市地球温暖化対策条例	市民や事業者との協働の下、地球温暖化対策実践への決意表明と積極的な参加を促進するため、H19年3月に全国市町村では2番目となる柏市地球温暖化対策条例を制定した。
	柏市地球温暖化対策計画	柏市地球温暖化対策条例第7条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の地域推進計画として、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するためにH20年3月に策定した。
	柏市エコアクションプラン	柏市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、温室効果ガス排出量削減を目標とした新柏市エコアクションプランをH20年4月に新たに策定した。
	柏市新エネルギービジョン	新エネルギーの一層の導入促進を図ることで、市の温暖化対策を効果的・効率的に推進するため、柏市新エネルギービジョンをH20年2月に策定した。
市 原 市	市原市地球温暖化対策地域推進計画	H20年2月策定。 温室効果ガスを削減するため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明らかにし、地域から地球温暖化対策を推進する。
	市原市エコハウス設備設置補助金交付事業	これまでの太陽光発電システム（出力1kW当たり2.5万円。限度額10万円。）に加え、H20年度から太陽熱温水器（設置費×5/100円。限度額5万円）や太陽光発電システムと同時に設置する場合の二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（設置費に係る額。上限3万円）を補助対象に加えた。
流 山 市	ストップ温暖化市役所アクションプログラム	H18年3月 「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条」に基づき策定したもの。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。
	ストップ温暖化ながれやま計画	H18年3月 「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条」に基づき策定したもの。市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	H13年4月に策定した八千代市率先実行計画の一部見直しを行い、現在、H18年度～H22年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を展開している。
我 孫 子 市	あびこエコプロジェクトⅡ（第二次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画）	H12年策定の第一次率先行動計画での取り組み結果を受け、H18年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H14年度から実施。補助額：太陽電池モジュール1kW当たり30,000円、4kWを上限とする。
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画	市自らが、1事業所として温室効果ガスの削減に取り組む。

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	第2次地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。H19年3月策定、計画期間:H19年度～H23年度
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kWあたり3万円（12万円を上限とする）
浦 安 市	浦安市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H15年度から実施。補助額最大出力1kWあたり25千円、最大10万円までの補助を行う。
	第2次浦安市地球温暖化対策実行計画	H18年3月に策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。 計画期間：H18年度～H22年度
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、本市の事務・事業に関する温室効果ガス排出削減について実行計画を策定。
印 西 市	印西市庁内エコプラン	H15年3月策定。CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標を定め、庁内の省エネ、省資源に努める。
	印西市グリーン購入推進指針	H15年3月策定。製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	太陽光発電システム等設置補助金	H17年度から実施。 太陽光発電システム：1kW当り50,000円、上限200,000円の補助 太陽熱利用温水機：機器1台につき30,000円の補助
白 井 市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	環境家計簿の普及促進	地球温暖化防止対策の1つとして、日常生活からCO <sub>2</sub> （二酸化炭素）排出量を減らす行動の実践とし、環境問題の意識付け、かつ家計の節約にも結びつけてもらうため、市ホームページに掲載、ダウンロードできるようにしている。
富 里 市	富里市地球温暖化防止実行計画	H19年4月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
南 房 総 市	CO <sub>2</sub> （環境）家計簿の普及事業	H19年11月より、市のホームページから東京電力㈱のCO <sub>2</sub> 家計簿を利用し、二酸化炭素削減の啓発・推進を行う。環境家計簿の普及啓発のため、環境学習会（説明会）を開催している。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校全児童に配布する。カレンダーは、東京電力㈱と共同で作成し、環境にやさしい行動を推進・啓発している。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	旧千倉町保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
香 取 市	香取市地球温暖化対策実行計画	H20年3月策定 市におけるすべての事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の現況を把握するとともに、排出抑制に向けた取組項目を設定し、これに基づいて職員一人ひとりが行動することにより、地球温暖化の発生抑制に寄与することを旨とする。
横 芝 光 町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回不法投棄監視員と協力し、町内全域のパトロール及び広報活動による不法投棄防止と早期発見を行っている。 町雇用の環境美化推進員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。

## エ 保存樹木・保存緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定。保存樹木 601本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約261.1ha 奨励金 10円/㎡
	市民の森	S48年度より、市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置。 15か所・約34.8ha 奨励金 20円/㎡（市街化区域）、10円/㎡（市街化調整区域）
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約（無償）を締結した場合、固定資産税は非課税、また、相続税は2割評価減 2か所 約3.6ha
市 川 市	緑化対策事業	S56年10月1日に「市川市環境美化条例」、S59年4月1日に「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を制定し、これら条例及び規則に基づき、保存樹林、緑地保全地区、都市計画緑地、及び本市と緑地保全に関する協定を締結した山林を対象に市川市緑化対策事業補助金交付規則に基づき補助している。（H19年度対象面積41.5ha、補助額11,721千円） 保存樹木協定の中で、クロマツ（幹周1.5m以上）、その他の樹木（幹周3m以上）を対象に剪定等費用の1/2（上限3万円）、立ち枯れ・倒木などの費用の1/2（上限20万円）を補助している。H19年度末でクロマツ105本、巨木33本の協定を締結。
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林 30円/㎡、樹木 5,000円/本、生垣 100円/m ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48年9月29日制定 H19年度 支給総額 23,076千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例に基づく基準により指定し、維持・管理の助成を行っている。 ・保全樹林地地区 548,140㎡ 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地地区 45,283㎡ 30円/㎡・年 ・保護樹木 127本 2,000円/本・年 H19年度実績 総支給額 12,534,862円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林、借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/㎡を支給する。 指定数：8箇所 対象面積：43,069㎡ 支給額：1,187,621円（H19年度実績） 「名木・古木」は、幹周、樹高に応じ2,000円～5,000円/本・年を支給する。 指定数：28本 支給額：79,000円（H19年度実績）

市町村名	名 称	内 容
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。(S50年7月1日制定) 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年(最低3,000円～最高30,000円) 支給総額 465,030円(H19年度)
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区:10,217㎡(年間:5,500円+11円/㎡) 都市環境保全地区:38,184㎡(年間:5,500円+11円/㎡) 保存樹木:15本(年間:3,000円/本)
	習志野市名木百選事業	「身近なみどり」とふれあひながら学ぶ」をコンセプトとして、市民から公募した身近で親しまれている樹木を知識経験者及び市民からなる「名木選定委員会」で選定し、「習志野市名木百選」として73本を指定している。また、5つの散策コースを紹介した「ぶらっと散策マップ」を作成し、活用を図っている。
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 補助金の内容(保護地区7円/㎡・年、固定資産税・都市計画税の免除、保護樹木2,500円/本・年) (2) 指定の基準 保護地区(700㎡以上の山林)、保護樹木(高さ12m以上、幹周り1m以上)
市 原 市	保全地区等指定奨励金	市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく指定(H20年3月30日現在) 樹林保全地区:659,820㎡(6円/㎡) 野生動植物保護地区:2,066㎡(6円/㎡) 保護樹木:市街化区域内 140本(5,000円/本) その他の区域 251本(3,000円/本) ※1 奨励金 5,443,180円 ※2 保全地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減免している。
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	S48年3月30日 流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件(高さ、幹周など)を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額:樹木3,500円/本、樹林15円/㎡(対象緑地面積500㎡以上) H19年度末:保存樹木160本、保存樹林64,068.78㎡
八 千 代 市	環境保全林保全樹木	市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。12ヶ所40,165㎡指定(H20年9月30日) 保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。43ヶ所89本指定(H20年9月30日) 緑化推進事業助成金(保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本) 支給総額 1,471,950円(H19年度実績)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積264,289.64㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数206本 (H19年度末現在)
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保存特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計34,542㎡ 保存樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 11,066㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本 (H19年度末現在)
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金 ふれあひの森報償費	鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、保全林、保全樹木の枯損の防止等の維持管理費の助成金及びふれあひの森の報償金を交付している。 保全林指定数:16箇所 対象面積:51,285㎡ 助成金:面積×30円(年額) 保存樹木指定数:15本 助成金:1本1,500円(年額) ふれあひの森指定数:8箇所 対象面積:35,207㎡ 報償金:面積×30円+税金分(都市計画税+固定資産税) 支給総額:3,495,567円
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定(1,000㎡以上)や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率:1,000㎡につき3,000円、対象地区総面積:28,588㎡、支給総額:85,740円 ・自然保存樹木 補助率:1本につき1,000円(年額)、対象本数:20本、支給総額:20,000円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/m(40,000円を限度) また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/m(40,000円を限度)
浦 安 市	浦安市保存樹木	規則制定 S55年2月14日 指定開始は、H11年度より指定開始規則に基づき、保存樹木を制定し、保存と管理に要する経費を助成金として交付する。 樹木1万円/本・年 現在29団体(神社寺管理団地・個人) H19年度末 572本、29団体、総額5,720,000円
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額:樹木3,000円/本・年 樹林(1,000㎡以上)3円/㎡・年、樹林(1,000㎡未満)一律3,000円 選定箇所:48ヶ所(うち樹林は6ヶ所) 助成金支給総額:167,850円(H19年度)
	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/m。ブロック塀等の撤去への助成2,000円/mともに30,000円を限度とする。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m H18年度実績 補助件数22件 補助金総額1,076千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき、指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額:樹木1,500円/本・年、樹林5円/㎡・年 面積等:樹木159本、樹林11.1ha、支給総額794千円



市町村名	名 称	内 容
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保全するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 特別保全緑地 総面積 14,758 m <sup>2</sup> 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額 一般保全緑地 総面積 20,277 m <sup>2</sup> 交付基準 70 円/1 m <sup>2</sup> (年額)
	白井市生垣設置奨励補助事業	要項に基づき、住宅用地に生垣を設置するものに対し、その経費の一部として予算の範囲内において補助金を交付。 補助額 3,000 円/m 限度額 30,000 円
	文化財保存・周知事業	市指定文化財(天然記念物)として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2 件 10,000 円/件 (年額)

## オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	谷津田の保全の推進	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を全市的に保全するため、H15 年 7 月、谷津田の自然の保全施策指針を策定した。また、谷津田の自然の保全に関する要綱を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めている。 谷津田等の保全区域 11 地区 14.6ha 奨励金 年額 10 円/m <sup>2</sup>
	工場等緑化協定	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結。 協定締結数 997 か所 敷地面積 約 1,634ha 緑化計画面積 約 282ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 173 地区 約 614.8ha
市 川 市	都市緑地保全法による緑地協定	H19 年度累計市内 11 箇所 5.59ha
船 橋 市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H19 年度 緑化協定件数 (宅地開発に伴うもの) 168 件 72,280 m <sup>2</sup>
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19 年 4 月 1 日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする (保全樹林地の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金 15 円/m <sup>2</sup> 固定資産税相当額を交付する)。 指定筆数：48 筆 支給額：123,706 円 (H19 年度実績)
成 田 市	緑化協定	「緑化推進指導要項」により、事業区域が 0.3ha 以上の場合、緑化率の確保について事前協議を行い、緑化協定を締結。
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積の 20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	みどりの広場要綱	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地をみどりの広場として保全 (2) 所有者と土地使用貸借契約を締結 (5 年以上) (3) 事業実績面積 51,432 m <sup>2</sup>
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林地の保全協定	H6 年 「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約 5 kmにわたる斜面樹林地の保全を図りながら整備計画したもの。面積約 7ha
	斜面樹林地の保全協定	H19 年 5 月 前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約 2 kmにわたって連続する斜面樹林地は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林地の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約 1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 255,785 m <sup>2</sup> (H19 年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：956,362 m <sup>2</sup>
富 津 市	緑化協定	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場等は、「協定の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	土地緑地法に基づき、一団の土地の所有者等の合意により、保全または緑化に関する緑地協定の締結を認可している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	500 m <sup>2</sup> 以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H20 年 3 月末現在) 三者協定：68 事業所 182ha、二者協定：111 事業所 25.53ha
白 井 市	緑化の推進	白井市開発事業指導基準により、市内で宅地等を開発する事業者等に公園や緑地、広場の設置基準を設け緑化の推進を図っている。
長 柄 町	緑化協定	千葉県自然環境保全条例第 26 条により長柄ショッピングリゾート株式会社と緑化協定書を締結している。H16 年

## カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすために S59 年 4 月 1 日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当。
市 川 市	(財) 市川市緑の基金	緑化の普及啓発として、緑化フェアの開催、緑の相談、緑と花の市民大学の講座を開催、花と緑のガイドブックの配布、花苗・種子の配布。緑化助成事業として、緑化推進団体への助成、生垣設置者への補助、屋上緑化者への助成。緑化事業として、萩の里管理、国道 14 号線分離帯への花の植栽。

市町村名	名称	内容
船橋市	(財) 船橋緑の基金	広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑の保全と緑化の推進を図り、もっと健康で快適なうらおいのある都市環境づくりに寄与することを目的とする。
木更津市	木更津市小櫃川河口干潟保全基金	H4年9月設立。小櫃川河口干潟保全及びその活動を図る。
松戸市	(財) 松戸みどりと花の基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て都市緑化の推進を図る。H2年3月27日設立。 目標額 10億円 造成済額 470,000千円
野田市	野田市みどりのふるさと基金	H元年3月31日制定。みどりの保全・緑化推進及びみどりのふるさと野田を実現するために必要な事業に充てる。造成済額：12,057,933円
佐倉市	(財) 佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。S59年3月設立。
東金市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。 目標額5億円、基金の造成実績184,128千円 (H18年度決算)
習志野市	習志野市緑のふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業 ・習志野市植木市の開催 ・緑化普及啓発 ・絵の絵画コンクールの開催 (市内小学生対象)
柏市	(財) みどりの基金	・目標額 20億円 ・基本財産 5億円 (H7年4月3日設立)
流山市	流山市ふるさと緑の基金	S61年12月23日 緑化思想の普及及び啓発 公園及び緑地の整備または管理運営 H19年度末237,299千円
我孫子市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H19年度末現在 151,000千円
鴨川市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市みどりの基金	緑ゆたかなまちづくりを目指すために、鎌ヶ谷市みどりの基金条例を制定 (S60年4月) 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
神崎町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他

## キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名称	内容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施したほか、コアジサシ講習会を県と共催で実施した。
	大草谷津田いきものの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物(レッドリスト)をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用する。また、H16年7月、自然環境保全専門委員会を設置し、野生動植物保護のあり方について調査研究を行っている。
市川市	イノカンラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、車軸藻の一種であるイノカンラフラスコモが全国で唯一自生しており、環境省の絶滅危惧I類になっていることから専門家を交えた検討委員会でも得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳野鳥観察舎及び近郊緑地観察路の管理	千葉県からの委託を受け、行徳鳥獣保護区域において、野鳥類の飛来地及び生息地としての環境が良好に保全されるように適正に管理・運営するとともに、多くの来館者に野鳥の生態観察をおして自然に親しむ機会を提供するなど、自然保護思想の普及に努めている。さらに、行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
佐倉市	ピオトープ創出事業	佐倉城址公園内にピオトープ(生物観察水路)を整備。(H10年度～) 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手繰川の植生浄化施設を管理。(H16年度～) 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。(H16年度～)
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホテル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。(面積3,680㎡)
習志野市	実籾自然保護地区ピオトープ構築事業	「実籾自然保護地区」を保全し、隣接する実籾本郷公園と一体となったピオトープの拠点を構築する。ヘイケボタルを復活させるため、H15年度から実籾本郷公園内での「ホテルの生息地づくり」を市民参加によるワークショップにて進めている。
	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。また、広く市民ボランティアを受け入れ、協働で干潟の保全も行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリズベン市と湿地提携をH10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第2次5ヶ年計画」をブリズベン市と調印。(H15年10月22日)
市原市	市原市ピオトープ保全活動推進事業	H17年6月4日施行 耕作放棄地、森林等において、ピオトープの保持活動又は復元活動を行う団体及び当該活動を共同して行う土地を所有する者に対し、補助金及び奨励金を交付する。 1団体年額5万円以内の土地奨励金 6円/㎡ H19年度実績 5団体 250,000円 土地奨励金131,220円
八千代市	ほたるの里づくり	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。
富津市	天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業	富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。

市町村名	名 称	内 容
四 街 道 市	ホテル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホテル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
香 取 市	デジタル環境マップ作成事業(旧佐原市)	市内に生息する動植物について、既存文献・資料の整理や市民情報を収集することにより、その現状を把握し、また、これをデジタルでマップ化しホームページ等で広く市民に公開する。
い す み 市	源氏ぼたるの保護・育成	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞のタペ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
横 芝 光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
	湿生植物の保護	ふれあい坂田池公園内に湿生植物園（A-663㎡）を設け坂田池周辺、栗山川中流部に生育していた湿生植物を集めて育てている。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

## ク河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。(S62年10月1日施行)
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を設置し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。(花見川、都川、坂月川)
銚 子 市	合併処理浄化槽設置促進事業	合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
市 川 市	市川市生活排水対策推進員（みずアドバイザー）制度	公募した市民15名で構成。市民自ら生活排水対策の実践及び啓発活動を、真間川流域をはじめ、下水道未整備区域で行っている。啓発には、アクリルタワシ、ろし袋、ゴムベラ、パンフレット等を用いている。
	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、H3年～5年度に春木川に流入する水路3ヶ所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	S63年度から公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置に対し補助制度を設け、H16年度には単独処理浄化槽からの転換及び窒素又はりん除去タイプの高度処理型浄化槽の設置補助を追加し、またH19年度にはくみ取り式トイレからの転換補助を加えるなど公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	H6年2月竣工。生活排水による汚濁の激しい海老川支流の高根川に浄化施設を建設した。(4,600㎡/日、BOD 10mg/ℓ、SS 10mg/ℓ)
館 山 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設整備事業	汐入川下流排水路接触ばっ気方式
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	生活排水対策浄化槽推進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。H19年度補助実績 82基
	家庭内浄化対策事業	市民自ら生活排水対策の啓発活動を生活排水対策指導員の協力のもと事業を実施している。(市民18名に委嘱)
	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。(施設管理 市内6ヶ所)
野 田 市	合併浄化槽設置整備事業費補助金	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、合併処理浄化槽設置促進を図るため、事業を行う者に対して補助金を交付する。
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
茂 原 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。なお、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数 5～50人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐 倉 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。単独処理浄化槽または汲取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。
東 金 市	合併処理浄化槽施設設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲取便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設(旧飯岡町)	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏 市	若柴排水路浄化施設事業	手賀沼浄化対策の一環として、大堀川流域の若柴地先の都市排水路に浄化施設を設置。(H16年度より休止中)
	合併浄化槽設置補助事業	公共用水域における家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、設置費の一部を補助する。対象人数は5～50人槽。
勝 浦 市	EM活性液の投入・配布	浜勝浦川等市内河川の浄化を目的に、定期的に河川への投入や、家庭への配布を実施し、水質浄化と市民意識の高揚を図る。
	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。



市町村名	名 称	内 容
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
八 千 代 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
	生活排水対策	広報紙等による啓発を行なう。H19年3月に生活排水対策推進計画の改訂を行なった。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路の流末に設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
	高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業	H16年度より実施。生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨 川 市	EM菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	海域、河川、排水路水質調査	市内河川、排水路、海域等の水域調査を実施。
	家庭用合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る。
鎌 ケ 谷 市	合併処理浄化槽設置費整備事業	生活排水による河川等の汚濁防止を目的とした合併処理浄化槽の設置促進のための補助制度。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法：回転版方式)
	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富 津 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	境川清掃	市の中心を流れる境川を月2回清掃。
四 街 道 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
袖 ケ 浦 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八 街 市	河川水質調査	S58年度から年4回水質調査を実施。(鹿島川流域で7地点、高崎川流域で2地点)
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印 西 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川を年4回水質調査を行っている。(7地点)
白 井 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽維持管理補助事業	合併処理浄化槽を適正に維持管理(点検・法定検査)しているものに助成。6,000円/年額
	河川水質調査	市内の河川等を年2回水質調査を実施。(5地点) (二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富 里 市	河川水質検査	市内の河川(根本名川・高崎川・木戸川・江川)の8箇所を年3回水質検査
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根本名川の水質浄化を行うため市内5箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
南 房 総 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設:富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式、富山地区、久枝共同処理施設 処理方法は接触酸化方式、高崎共同処理施設 処理方法は接触酸化方式、白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	EM菌放流・配布	白浜・千倉地区の河川及び排水路にEM菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
	河川水質検査	市内河川及び海域の水質検査(70ヶ所)
匝 瑳 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線未流部に流れこむ都市水路を処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
香 取 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路4カ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m <sup>3</sup> /日、BOD除去率60%以上。
山 武 市	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を実施。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水施設整備助成事業	水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、排水施設の整備を行う地区に対し、当該整備工事に要する経費について、助成金を交付する。1/2以内 1,500千円限度。
い す み 市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ピチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S61年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査(23ヶ所・年2回)、工場排水水質調査(3ヶ所・年2回)
酒 々 井 町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。



市町村名	名 称	内 容
印 旛 村	合併処理浄化槽設置整備補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁を防止するため、補助制度を設け合併処理浄化槽設置の設置促進を図る。
	河川水質調査	村内の印旛沼流入河川7地点の水質検査を年3回実施。
本 埜 村	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽を設置しようとする者が、放流先がない場合の処理装置を設置する者に補助金を交付する。
	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。
東 庄 町	生活排水対策推進事業	H6年3月、千葉県が黒部川流域の当町を「生活排水対策重点地域」に指定。これを受けて町では生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策を進めていくこととなった。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
大 網 白 里 町	廃食用油再生処理事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、廃食用油を毎週日曜日回収し、石けんとBDFにリサイクルする。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川（木戸川、高谷川）の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年5回実施。（栗山川汚染防止対策協議会）
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。（H元年5月29日）
陸 沢 町	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため家庭用小型合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施。
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱	H2年4月1日制定（生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。）
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等20箇所の水質検査を年1回実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H15年12月5日
	河川水質検査（14カ所）	豊田川、一宮川
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）、浜地区生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりまく環境を改善することにより、きれいでうるおいのある生活環境を創造する。H3年3月30日制定
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	H6年6月1日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

## ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復するため、坂月川上流の休耕田を活用したビオトープ整備は5か年計画に位置づけられ、H16年度に市民が水辺に親しみ、ふれあう場となるよう整備を行い、H17年度からボランティア団体が主体となり管理運営のもと、供用を開始し、H18年度以降、引き続き協働で維持管理を行っている。
船 橋 市	船橋市三番瀬クリーンアップ	船橋市三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。H20年度参加者約1,000人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備事業	市民参画の基で進めてきた坂川再生及び真間川の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。（坂川・国分川）
	水辺の健康エコロード整備事業	豊かな水辺環境を活用し、市民自らの健康づくり支援のための施設整備を行う。（江戸川）
	河川清掃支援事業	クリーンデーに合わせて市内河川の一斉清掃を実施（坂川・国分川・六間川・新坂川）
	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）	

市町村名	名 称	内 容
成 田 市	ふるさと川づくり事業	根木名川（寺台～土屋）及び取香川（東金山～関戸）の整備により、訪れる人々に親しまれる川、成田市のシンボルとなる良好な水辺環境の創出を行っている。
	河川愛護	利根川隣接地域の住民により、堤防敷の清掃を行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出を推進している。
	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市無形文化財）、低公害車の展示などを行う。H20 年度参加人数：828 人。甚兵衛公園（成田市北須賀）にて実施。開催日：H20 年 10 月 19 日
佐 倉 市	印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H19 年度 301 名参加。
	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
柏 市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	H14 年に湧水と水田を利用し多様な生き物が生息する水田生態系の復元を目的としてビオトープを整備。H15 年からは市民参加により環境学習活動を行っている。
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
浦 安 市	水辺の緑化推進	境川Cゾーン両岸 102mに植栽を設置し、緑豊かな水辺環境を復元・創出する。
印 西 市	利根川河川敷清掃	木下・大森小学校の協力を得て、利根川河川沿いのごみ拾いを実施した。
香 取 市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
横 芝 光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心にボランティアや町雇用の一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収作業を行う。
睦 沢 町	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長 生 村	長生地区九十九里クリーン対策協議会事業	毎年 9 月に九十九里海岸に捨てられた、可燃ごみ、不燃ごみの回収作業を行う。（ただし、流木及び粗大ごみ等は回収しない）
白 子 町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年 9 月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。
長 柄 町	稚魚放流事業	H20 年 7 月 30 日実施 長柄町鶯谷地先・一宮川（町内小学校児童 40 名）
長 南 町	水辺のふれあい放流事業	水辺のふれあい放流事業実施要領に基づき実施。（長南町地引：親水公園）

## コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地下水保全計画	H18 年 3 月策定 地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取組むために計画を策定し、関係課と連携のもと、地下水保全対策の推進を図る。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11 年 4 月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、長沼地区に浄化施設を 5 基設置し、地下水の浄化を行っている。
銚 子 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
市 川 市	あま水浸透推進モデル事業	雨水浸透施設の地下水涵養、湧水保全・復元、雨水流出抑制の効果検証、市民への啓発のため、H17～H19 年度、特定地区に集中的に雨水浸透枡を設置した。引き続き雨量、下水道管内流量、地下水水位観測を行っている。
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するため、調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所 6 箇所）
	雨水浸透推進事業	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、環境学習の教材や水循環の認識を高める。
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付する。
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
柏 市	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
流 山 市	地下水汚染対策事業	市内 12 ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
八 千 代 市	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井戸水の水質調査を実施した。
鴨 川 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
富 津 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
浦 安 市	地下水水質調査	市内 4 ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
印 西 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内 10 箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白 井 市	地下水汚染浄化対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水曝気処理を行い、汚染浄化対策を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸 15 ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
	浄水器設置費補助事業	「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が水質基準を超過した場合、浄水器設置費の一部を補助する。
匝 瑳 市	地下水水質調査	市内 7 ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香 取 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
山 武 市	地下水調査	市内 34 ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
い す み 市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査(20 ヶ所)
神 崎 町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。

市町村名	名称	内容
東 庄 町	地下水汚染防止対策事業	町内10ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九 十 九 里 町	地下水検査事業	3ヶ所実施。
芝 山 町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及び砒素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用の一部を補助。
長 柄 町	地下水水質検査	3箇所実施
長 南 町	熊野の清水の清掃	野の清水（名水百選）周辺の清掃活動。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物（4項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

## サ リサイクル・分別収集

市町村名	名称	内容
千 葉 市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。
	家庭ごみの5分別収集	H4年10月から家庭ごみの5分別収集を開始。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物（ビン、缶、ペットボトル、古紙・布類）をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み、有料）している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、古紙・布類の資源物を自主的に回収する活動に対し助成金を交付している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集（10分別） 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。 拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	市川市リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切に」心の醸成を目的として、家庭で不用となった家具等で使用可能なものを無料回収して、リサイクルプラザ内で展示販売を行っている。また、研修室・フリーマーケットスペース等を有し、リサイクル情報発信基地としての講座の開催・情報提供等を実施している。
	12分別収集	H14年10月1日から、家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カン、プラスチック製容器包装類、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみの12分別収集を実施。 収集回数は、燃やすごみは週3回、その他は週1回で、それぞれのステーションで収集（回収）し、大型ごみは有料で電話申し込みによる戸別収集をしている。 ・収集体制：委託により分別収集 ・指定ごみ袋：有（自由価格）。燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用、ビン、カン用は専用指定袋または、透明、半透明、乳白色のポリ袋も使用可。（ビン、カン用透明・半透明の袋も使用可） 収集料金：大型ごみ品目毎500円～2,500円。
	生ごみ堆肥化事業	生ごみをごみとしてではなく、資源として再利用するために、公共施設を対象に生ごみ処理機を設置し、堆肥の原料として使用。できた堆肥は販売（販売は、(財)市川市清掃公社の事業）。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、カンビン、金属類の回収を実施。
	ペットボトル回収	市内に116か所にて拠点回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	H21年1月1日より、可燃・金属類・ガラス類・ペットボトル・白色トレイ・古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）・飲料紙パック・プラスチック製容器包装・発砲スチロールの11品目に分別している。
木 更 津 市	4種分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみに分類している。収集について、可燃ごみ、新聞、容器包装プラスチックは委託、その他のごみは直営で実施している。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル（粗大ごみのみ有料）
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。（紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル）
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付。
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
茂 原 市	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成 田 市	分別収集	成田地区（6分別）：燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン・カン・ガラス、金物・陶磁器類、有害ごみ、粗大ごみ 下総・大栄地区（4分別）：可燃ごみ、ペットボトル、ビン・カン、不燃ごみ H20年度から使用済み天ぷら油の拠点回収を開始した。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体（自治会・子供会等）に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	11分別（もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯）
	資源リサイクル	ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対して報償金を交付する。
	ペットボトル回収	店頭回収（39ヶ所）により、ペットボトル回収を実施。
東 金 市	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。（委託事業）
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
	リサイクル	市内8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。



市町村名	名 称	内 容
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類）及び粗大ごみ（直接搬入）に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。（5円/kg以内）
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
習 志 野 市	ごみの分別収集	15分別（可燃、不燃、有害4、資源物8、粗大）で収集。不燃ごみと資源物のうちビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザで選別、圧縮、梱包等の前処理を行っている。
柏 市	資源回収事業（柏地区） 〃（沼南地区）	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託。 資源品（古紙・古布・金属類・ビン）の収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ 回収は、柏地域は直営、沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ運営事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
勝 浦 市	分別収集	ごみの16種類分別収集を実施している（燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック）。
市 原 市	分別収集	家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5分別で回収。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	市民団体と事業者で構成する実行委員会が、フリーマーケット等のごみ減量とリサイクルに関する啓発事業を行う。
流 山 市	リサイクル活動「集団回収」	自治会、子ども会などの登録団体が行う資源物回収に報償金を、回収する業者には奨励金を交付。
	6種分別収集	H16年度から、「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ（びん・缶、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌・雑紙、布類）」、「有害・危険ごみ」の6種分別を実施。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座や教室、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール開催。粗大ごみとして出された家具・自転車の再生販売。
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月より公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	登録した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
我 孫 子 市	資源化事業	資源の分別収集を10種17分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。資源の収集、処分は委託。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量と再資源化を進める。フリーマーケット、パネル展示などを実施。
鴨 川 市	粉セッケンミニプラント貸出	廃油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付。（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品をもちより、有効利用を図る。
鎌 ヶ 谷 市	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラスセットモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール、白色トレイ、粗大ごみ）
	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装ごみ、ペットボトル、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、フリーマーケットやパネル展示を開催。（年1回）
	有価物回収運動	S54年よりごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）へ奨励金を交付する。
	ごみの分別収集	H20年度から、主として転入者を対象に月1回市役所市民ホールにて分別に関する説明会を実施。
君 津 市	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種類・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破碎・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。
	資源ごみ回収事業協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
浦 安 市	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源ごみは紙類、ビン、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、その他紙製容器回収	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体で紙類や布類などの資源回収をおこなった場合、その回収量に応じて補助金を交付。（10円/kg）
	廃食用油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
四 街 道 市	分別収集	10分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維）、資源物（ペットボトル））
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している。
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
印 西 市	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内8ヶ所にて拠点回収し、インク・軽油の代替燃料等の原料としてリサイクルする。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。

市町村名	名称	内容
白井市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	市内10カ所に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料としてリサイクルする。
	分別収集	資源物(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集。
富里市	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民用の情報コーナーを提供。
	リサイクル品の販売	再生利用可能な廃棄自転車を修理し安価で提供する。
	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
南房総市	分別収集	4分別(可燃、不燃、ガラスビン、ペットボトル)収集。紙パック、電池、蛍光灯、体温計の専用ボックスを市内17ヶ所に設置。
	海岸清掃	家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せとの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類の9分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。
	バイオディーゼル燃料製造事業	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
	『エコキャップ運動』(リサイクル運動)	市では、ごみ減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市内学校給食センターから廃食用油を回収し、公用車(ごみ収集車)の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用を行っている。市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。
匝瑳市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別(可燃、不燃、資源)で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
香取市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・缶・ペットボトル・ダンボール)の収集を実施。
	フリーマーケット	各種イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
山武市	分別収集	【成東地区】可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分けて収集。資源ごみはカン、ビン、ペットボトルの3種類。不燃ごみは金属、ガラスの2種類。 【山武・蓮沼・松尾地区】可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみに分けて収集。資源ごみは、カン・ビン、ペットボトル、布、雑誌、新聞、紙パック、白色トレイ、段ボールの8種類。不燃ごみは陶磁器・ガラス、小型家電・その他の2種類。
	資源回収運動奨励金事業	資源回収実施団体(区、自治会、PTA、子供会等)に対し奨励金を交付している。
いすみ市	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ(ガラスせとの類・金属類)、資源ごみ(カン・ビン・ペットボトル・古紙類)の分別収集を実施。
	資源再生利用促進事業	各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。(3円/kg)
酒々井町	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
	ペットボトル回収事業	協力店(3店)で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	協力店(蛍光管5店、乾電池6店)及び役場で回収し、リサイクルを実施。
印旛村	分別収集	可燃・不燃・資源・粗大・有害ごみの分別収集を行っている。
	印旛村資源回収運動奨励金交付要綱	H3年4月1日施行 自治会・老人クラブ・子ども会・PTA等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付する。(団体3円/kg 回収事業者1円/kg)
本埜村	本埜村資源回収団体奨励金	村内回収団体に対し、回収量に応じ奨励金を交付する。(団体6円/kg・業者1円/kg)
	分別収集	5分別(可燃・不燃・粗大・資源・有害)により収集。
栄町	分別収集	5分別(可燃、不燃、資源、有害、粗大)で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。 制定：H10年7月1日
	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1Kg当り3円の奨励金を交付。
神崎町	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。
	分別の種類	可燃、資源8分類(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)、不燃、粗大
	リサイクルの日	年2回(10月、3月)古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	年2回(4月、9月)なのはな祭り及びコスモス祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
東庄町	紙パック、ペットボトルのキャップ回収	公共施設、幼稚園、小・中学校で回収箱を設置。
	再資源化物回収協力補助金事業	自治会、PTA、婦人会等が行う再資源化回収活動(古新聞・古雑誌、古布)に対し、補助金を交付する。(3円/kg)
	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
大網白里町	ごみの分別集収	可燃ごみ、ビン、ガラス、カン、ペットボトル、金物類、乾電池、蛍光灯類、粗大ごみに分別して収集。
	リサイクル回収倉庫	町内3カ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
	資源再生利用促進奨励金	子供会及びPTA等各種団体に奨励金を交付する。(紙、布、ビンは1kg5円、アルミ缶1kg10円)
九十九里町	資源回収運動	PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。(3円/kg)
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
	リサイクル	町内2箇所(3箇所)にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。
芝山町	廃棄物資源化回収事業	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。(3円/kg)
	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
横芝光町	分別収集	光地域では、3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。横芝地域では、4分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ)で収集。
睦沢町	容器包装リサイクル	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長生村	資源ごみ収集	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
長柄町	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。

市町村名	名 称	内 容
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの（紙・新聞紙等）については、焼却処分せずに資源ごみとしてリサイクルしている。
	リサイクルマーケット	住民のリサイクルの意識の高揚を図り、ごみの減量化・再商品化を推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。（可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別）

## シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量化処理機購入補助事業	販売価格の1/2、上限3万円、一世帯1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入補助事業	販売価格の2/3、上限3千円、一世帯2基まで補助
	ごみ減量化ばらルール推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指して、小売業者等とごみ減量化のためのちばルール協定を締結。リサイクル推進基金を活用して、古紙のステーション回収やマイバッグキャンペーン等を実施。
	千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進	焼却ごみ量の1/3にあたる10万トン削減を、3清掃工場から2清掃工場体制への移行を目指す。分別の徹底に取り組むほか、様々な普及啓発を行い、市民・事業者と協働したごみ減量化を進める。
	指定ごみ袋制度	ごみの減量、分別収集の徹底、事業系ごみの混入防止、作業員の安全確保の観点から、H7年1月より家庭ごみ指定袋制を導入。 ・可燃ごみ（200袋、300袋、450袋）…半透明 ・不燃ごみ（200袋）…透明
	粗大ごみの有料化	H10年8月より実施。
銚 子 市	資源ごみ集団回収	75団体が資源ごみを回収、その量に応じ、団体及び資源回収業者に奨励金を交付。
	生ごみ処理機購入費補助	市内で生ごみ処理機を購入した市民に補助金を交付。 ・指定ごみ袋（袋に収集処理料を加算）H16年10月1日施行 可燃袋（200相当）15円/枚、可燃袋（300相当）20円/枚、可燃袋（450相当）30円/枚、不燃袋（450相当）30円/枚、資源袋（450相当）10円/枚 ・粗大ごみ収集運搬処理手数料15kg以下のもの500円、15kgを越え30kg以下のもの1,000円、30kgを越え45kg以下のもの1,500円、45kgを越えるもの2,000円
市 川 市	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量化に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量化運動を展開している。（協力店舗 653店舗）
	市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度	ごみの12分別収集が始まる前年度のH13年度に、市から委嘱された推進員が、ごみの減量化とリサイクルの徹底を推進するために設置された。現在308名が活動している。
船 橋 市	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト・WM容器等：1世帯につき2基まで購入価格の1/2上限3,000円で助成。 生ごみ処理機：1世帯につき1機まで購入価格の1/2上限20,000円で助成。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H14年10月から実施。350円～
館 山 市	生ごみ処理機等購入補助金	コンポスト式：購入費の1/2補助 上限3,000円 2基/世帯 機械式：購入費の1/2補助 上限20,000円 1基/世帯
	指定ごみ袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入（H14年7月～）。 H21年1月1日より料金改定 450（50円/枚） 200（30円/枚） 100（20円/枚）
木 更 津 市	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック専用の指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。 クリーンセンターに自己搬入するごみの処理手数料を改定（H19年10月1日改定）。 家庭系ごみ20kg毎に100円→130円 事業系ごみ20kg毎に150円→180円
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。
松 戸 市	生ごみ処理器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の1/2（上限6,000円） 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3（上限20,000円）
野 田 市	指定ごみ袋制度	年間130枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（200:85円/枚、300:125円/枚、400:170円/枚）
	ごみ減量化協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂 原 市	コンポスター設置助成事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器を補助額を差し引いた価格で販売。
	電動式生ごみ処理機購入費補助事業	電動式生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。（上限18,000円）
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（4種類）
	家庭用ごみ減量器具設置補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐 倉 市	生ごみ減量化促進事業	コンポスト容器補助 2,000円又は購入費×1/3 生ごみ処理機補助 上限10,000円又は購入費×1/4 発酵菌容器補助 2,000円又は購入費×1/3
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビンその他紙・プラスチック）
	買物袋持参運動	買物袋を持参して協力店で買い物をすると、40回で指定ごみ袋10枚と交換。
東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋（450:35円/枚、300:25円/枚、200:15円/枚）



市町村名	名 称	内 容
旭 市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合、購入価格の1/3で、15,000円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用(大300:450円/10枚、小150:250円/10枚)、不燃用(450円/10枚)、資源用(カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック各250円/10枚)
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会、環境美化推進員の設置。 生ごみ処理容器購入費補助事業(容器6,000円、機器20,000円を限度として購入費の1/2)
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金(5円/kg)、回収業者への補助(4円/kg)を実施。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器:本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式の生ごみ処理容器:本体購入価格の1/3、上限1万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度:有 (可燃ごみ、容器包装プラスチック類、柏地区) (燃やすごみ、プラスチック系ごみ、沼南地区)
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	本市指定の要綱を作成し、条件にあった購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20年7月より実施。(200:20円、300:30円、400:40円)
市 原 市	マイバッグ運動	エコショップ店頭などでのレジ袋削減の啓発活動を行う。
	生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度	生ごみ肥料化容器:購入価格(1基)の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機:購入価格(1基)の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
流 山 市	生ごみ肥料化処理器購入補助	生ごみ肥料化処理器(コンポスト容器等)、生ごみ処理機器(電動機械式等)の購入費の一部を補助。
	生ごみ処理機モデル事業	市内小学校(1校)に業務用生ごみ処理機を設置した試行事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定。
	廃棄物減量等推進員	地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物の所有者等に、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務づけている。
八 千 代 市	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	H12年7月1日より実施。(400:24円、300:18円、200:12円)
	粗大ごみ有料化	H17年7月1日より実施。
	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機(本体価格の1/2、上限30,000円) コンポスト容器(本体価格の2/3、上限3,000円) ボカシ容器(本体価格の2/3、上限3,000円)
我 孫 子 市	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙バックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類(缶含む)を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やHPで市民にPRしている。 H20年9月30日現在の認定事業所は82
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金(購入費の1/2の額。上限3,000円)。 生ごみ処理器購入費補助金(購入費の1/2の額。上限30,000円)。 EM生ごみ処理容器購入費補助金(購入費の1/2の額。上限3,000円)。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ50円/450袋、20円/200袋(袋代別)
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装ごみについて指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8年10月 粗大ごみ1点につき840円
	買物袋持参推進運動	S63年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又は買い物袋と交換する。
君 津 市	生ごみ処理容器等購入費助成制度	S61年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみ袋について、世帯に対し一定枚数を無料で配布し、それを超えた場合は購入する。 小袋:90円/枚、中袋:135円/枚、大袋:180円/枚
	剪定木等の堆肥化事業	剪定木の処理手数料 50kg以下の場合10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2容器まで。
富 津 市	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ袋、資源ごみ袋、容器包装プラスチック袋にてごみを回収(15円/枚)。
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付。(購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで)
富 津 市	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	H13年10月。助成金の額は購入額の1/2とし、20,000円を限度とする。

市町村名	名 称	内 容
浦 安 市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、H18年1月4日より事業系有料指定袋を導入した。その後、H19年7月2日より資源物の事業系有料指定袋を導入した。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋220円、22.50袋110円、資源物(ビン・缶・ペットボトル用)450袋110円、22.50袋55円、紙類用55円)
四 街 道 市	生ごみ処理容器等購入設置助成	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2(限度額25,000円) 生ごみ処理容器 購入額の1/2(限度額5,000円1世帯2基まで)
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物すると20回で可燃ごみ指定袋(小)5枚と交換
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
袖 ヶ 浦 市	ごみの有料化・指定袋制導入(家庭ごみ)	H13年7月より燃やせるごみ、燃やせないごみについて実施(200:11円、300:13円、400:16円)
	袖ヶ浦市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等を購入、設置した者に対し、費用の一部を助成。一般家庭から廃棄される生ごみの減量の促進を図る。
	ごみの減量化・資源化協力店制度	ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化協力店」として認定。H7年10月から実施。
	不用品情報交換	市ホームページに不用品情報を掲載。
	マイバッグ利用促進運動	協力店でレジ袋を辞退し、ポイントを集めると100円の割引。
	剪定枝粉碎機貸出	剪定枝粉碎機を貸し出し、チップや肥料として再利用してもらう。
	八 街 市	指定ごみ袋制度
生ごみ処理容器等購入費補助金		生ごみ処理容器:購入金額の1/2、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の1/2、上限25,000円の補助
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の2/3、上限40,000円の補助
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	不用品交換	不用品交換コーナーの設置。(リサイクル情報広場)
	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等での啓発活動の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
白 井 市	マイバック運動	市民・事業者が一体となったマイバック運動を展開。
	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(中・大)の3種
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円~1,750円 H19年4月1日から開始
	事業系紙類の回収	事業所から排出される紙類を電話申し込みにより回収を行い、資源化を図る。
	エコショップ・エコオフィス認定制度	ごみの減量化資源化に配慮した事業活動に取り組む店舗や事業所をエコショップ、エコオフィスに認定する。
富 里 市	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスビン、ペットボトルの4種。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器購入者に対し、補助金を交付する。
	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店をリサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクルの促進を図る。
南 房 総 市	ごみ指定袋	可燃ごみ 450:50円/枚 300:40円/枚 200:30円/枚 100:15円/枚
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	コンポスト容器 購入価格の1/2 上限3,000円 EM生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/2 上限30,000円 ※1世帯当たりコンポスト容器及びEM生ごみ処理容器はあわせて2基まで、生ごみ処理機は1基まで
	レジ袋削減運動(3つの買い物運動)	3つの買い物運動(簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参)として、環境学習会参加者等にエコバックを配布したり、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。
匝 瑛 市	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1枚40円、資源ごみ袋、資源ごみシール各1枚20円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
香 取 市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器(購入金額の1/2、限度額3,000円) 生ごみ処理機(購入金額の1/2、限度額20,000円)
山 武 市	指定ごみ袋	【成東地区】可燃ごみ(大)40円/枚、可燃ごみ(小)20円/枚、カン類30円/枚、ビン類30円/枚、ペットボトル20円/枚、金属類30円/枚、ガラス類30円/枚 【山武・蓮沼・松尾地区】可燃ごみ(大)40円/枚、可燃ごみ(小)30円/枚、資源ごみ20円/枚、不燃ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚
	生ごみ堆肥化装置設置事業補助金	生ごみ堆肥化装置を購入した者に対し、購入額の1/2(上限20,000円)を補助金として交付する。コンポスト等容器は1世帯2基まで、機械式は1世帯1基まで。
い す み 市	指定ごみ袋	可燃・不燃・資源(カン・ビン・ペットボトル)ごみ袋(大)10枚/500円 可燃・資源(カン・ビン・ペットボトル)ごみ袋(中)10枚/300円
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)
印 旛 村	生ごみ処理容器等購入設置助成金	H13年4月1日施行 生ごみ処理容器 購入価格1/2 上限3,000円1世帯2基 生ごみ減量化機械 購入価格1/2 上限30,000円1世帯1基

市町村名	名 称	内 容
本 埜 村	本埜村生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみ処理容器等購入者に対し助成金の交付。 生ごみ堆肥化容器（購入費の1/2 3,000円を限度）、生ごみ処理機（購入費の1/2 30,000円を限度） H13年3月29日
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装用の2市2村の共通指定袋制を実施。
栄 町	生ごみ処理容器等購入設置	生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限25,000円 1世帯1基 制定：H9年4月1日
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体（自治会・子供会等）資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類：紙、繊維類、びん類、金属類 制定：H4年4月1日
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	一部変更（手数料・燃やすごみ袋 大45円 中25円 小15円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中30円 小15円、粗大ごみシール 100円）
神 崎 町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
多 古 町	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の1/2（最高25,000円）を補助する。
	ごみの有料化	可燃ごみ袋:40円、不燃ごみ袋:40円、資源ごみ袋:20円、資源シール:20円
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2（3万円を限度）として、補助金を交付。
大 網 白 里 町	生ごみ堆肥化装置設置費補助金	生ごみ堆肥化装置を購入し設置した者に対し、補助金を交付。（1基あたり上限20,000円 半額補助）
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ類について指定袋で回収を行う。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
九 十 九 里 町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2（限度額：コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円）
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ一斗大1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器（コンポスト・密閉容器）購入費の1/2（100円未満切捨て）5,000円限度。 生ごみたい肥化機器（電気式生ごみ処理機）購入費の1/2（100円未満切捨て）20,000円限度。
横 芝 光 町	ごみの有料化	光地域は、可燃（大）40円/枚、（小）20円/枚、不燃ごみ40円/枚、資源（袋）20円/枚、資源（シール）20円/枚。 横芝地域は、可燃（大）40円/枚、（小）30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚（粗大処理料は1品200円）。
	粗大ごみ特別収集	光地域では、処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して個別収集を行っている。基本料金2,000円＋従量料金（100kgごと）400円。家電リサイクル対象商品は別途処理料金を加算。
	電動生ごみ処理機購入助成	電動生ごみ処理機を購入した世帯に対し、購入金額の1/3を助成する。（上限20,000円）
	資源再生利用奨励金	ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やPTA等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。（3円/kg）回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類。
一 宮 町	一宮町生ごみ肥料化容器購入設置事業	生ごみ肥料化容器購入に要した経費の1/2、限度額3,000円、1世帯につき2基を補助する。
睦 沢 町	生ごみ減量化対策事業	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2（限度額20,000円） H3年4月1日
長 生 村	生ごみ処理機購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を図るため購入し、設置した者に対して補助金を交付。 電気式生ごみ処理機（日最大処理量1.5kg以上のもの） 購入額の1/2以内で限度額20,000円、1世帯当たり5年度につき1基まで
	指定ごみ袋制	可燃ごみ袋 200:350円/10枚、300:500円/10枚、400:650円/10枚（購入金額の中に、一部収集手数料を添加している。） 不燃ごみ袋 170円/10枚（収集料金の添加なし）
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。 （コンポスター:購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機:購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基）
長 柄 町	生ごみ処理容器設置補助金	コンポスト1基2,350円の補助金 1家庭2基以内 補助金の交付を受け設置後、5年以上経過した者
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限（2基まで） EMポリバケツ 購入価格（2個セット）×1/2で2,000円上限（2セットまで） 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円
大 多 喜 町	生ごみ処理機購入費補助事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1基当たり15,000円を限度に購入価格の1/2を補助する。
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト：購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一世代2個まで 生ごみ処理機：購入額の1/2以内、限度額30,000円
鋸 南 町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ1枚あたり200:30円、450:50円